

令和7年11月4日

関係団体 御担当者各位

経済産業省  
文化創造産業課

## 公正取引委員会・中小企業庁共同開催 ～下請法は取適法へ～改正ポイント説明会の御案内

時下ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

今般の通常国会におきまして、令和7年5月16日に下請法・下請振興法改正法が成立し、令和8年1月1日から施行されます。改正に伴い新たな規制・措置が講じられ、これまで下請法・下請振興法の適用対象外であった事業者や取引内容も、適用対象となる場合があります。

つきましては、11月・12月も、公正取引委員会・中小企業庁共同で改正下請法（取適法）及び改正下請振興法（振興法）についての改正ポイント説明会を開催いたしますので、御多忙の折に誠に恐縮ではございますが、御出席を賜りますよう何とぞよろしくお願い申し上げます。

なお、同説明会は10月に開催した説明会と同一の内容となっております。

記

### 1. 開催日程

日程①(11月開催)：令和7年11月14日(金)16:00-17:30(説明60分、質疑30分)

日程②(12月開催)：令和7年12月2日(火)10:30-12:00(説明60分、質疑30分)

※説明会の内容は両日程で同一です。

### 2. 開催形態

対面（定員200名）またはオンライン配信（YouTube Live）

※対面参加の場合、会場は経済産業省本館地下2階の講堂になります。4. のリンクより参加申込フォームに御回答ください。

※オンライン配信の視聴の場合、参加申込は不要です。説明会当日は下記に記載されたリンクをクリックし、YouTube Liveにアクセスしてください。

### 3. 次第

- ① 改正下請法（取適法）の改正ポイント説明（40分）
- ② 改正下請振興法（振興法）の改正ポイント説明（20分）
- ③ 質疑応答（30分）

#### 4. 申込方法（対面参加のみ）

下記の申込フォームまたはQRコードよりお申込ください。なお、1社につき最大2名までの  
お申込とさせていただきます。また、お申込後のキャンセルは原則としてお控えください。

①11月14日（金）

<https://mm-enquete-cnt.meti.go.jp/form/pub/jigyokankyo04/22>



11月14日（金）

②12月2日（火）

[https://www.jftc.go.jp/training/180/training\\_toriteki\\_r7.html](https://www.jftc.go.jp/training/180/training_toriteki_r7.html)

（※一番下の「12/2 東京」を選択し、お申込みください。）



12月2日（火）

#### 5. オンライン配信の視聴リンク（申込不要）

①11月14日（金）16:00-17:30 <https://youtube.com/live/6UJfbtBzEiE?feature=share>

②12月2日（火）10:30-12:00 <https://youtube.com/live/w4fSaSC9z48?feature=share>

##### 【本件担当】

中小企業庁 事業環境部 取引課（担当：新川・千葉・保田）  
公正取引委員会 事務総局 企業取引課（担当：上續・立和田・兒玉）

（問合せ先）TEL：03-3501-1669